

条例制定の背景

掛川市議会では、「掛川市のカーボンニュートラルに向けた意識改革」をテーマに研究を行いました。

我が国が目指す、2050年にカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現のためには、日ごろからの小さな積み重ねが必要なことは言うまでもないことですが、これまでの生活の延長線上では達成することは難しいのが現状です。

調査を進める中で、市民が興味を持って取り組みやすい脱炭素への意識を広げることが必要であることが見えてきました。

今後、市民総ぐるみで、自分たちの生活がどう変わっていくのか、変えざるを得ないのかを意識し、物の価値や社会構造そのものを変えていきたいと考え、カーボンニュートラルを推進するための条例制定について検討しています。

掛川市もったいないを合言葉にカーボンニュートラルを推進する条例（案）

地球温暖化は深刻化し、各地で気象災害が多発している。地球環境を守るため、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現を目標として、今を生きる私たちができることを学び、行動に移すことが重要である。

本市は、令和2年7月に内閣府の「SDGs 未来都市」に選定されたことから、今後、SDGsを推進するうえで積極的な温暖化対策に取り組まなければならない。

ここに、「もったいないを考える日」を制定し、資源と経済の好循環の達成に向けた取り組みを推進するとともに、環境の意識と行動の変革を起し、カーボンニュートラルを目指した持続可能な社会・経済の構築を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、カーボンニュートラル推進に関し、市民等、事業者及び市の責務を明らかにし、もって資源と経済の持続可能な循環型社会の実現を図ることを目的とする。

<解説>

この条例の目的を定めたものです。

市民等、事業者及び市がカーボンニュートラルを推進するために、資源と経済の持続可能な社会の実現を目指します。

（もったいないを考える日）

第2条 この条例の目的を達成するために、もったいないを考える日を制定し、市民等、事業者及び市が、もったいないの気持ちを行動に移すきっかけとする。

<解説>

目的を達成するために、もったいないを考える日を制定し、もったいないを合言葉に全ての人が行動に移すきっかけとします。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) もったいない 資源、エネルギー及び食糧を無駄にすること、無駄であることを知らないことや、知らない人に情報を伝えないこと及び無駄にしないよう行動を起さないことをいう。
- (2) もったいないを考える日 毎月9日をいう。
- (3) カーボンニュートラル 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を減らすとともに、

植林などにより吸収量を増やし、実質的に温室効果ガスの排出量をゼロにすることをいう。

(4) もったいない運動 もったいないを合言葉に、省エネ、節電、節水、食品ロス削減や資源化の促進によるごみの排出量削減など、脱炭素につながる取り組み及び情報発信などによるカーボンニュートラル実現を目指す運動をいう。

(5) 市民等 市内に住所を有する個人及び法人その他の団体（事業者を除く）並びに市内に通勤し、又は通学する個人をいう。

(6) 事業者 市内で事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。

<解説>

この条例において使用する用語の定義を定めたものです。

掛川市独自の造語について説明しています。

毎月9日を「もったいないを考える日」とします。

もったいないについては、資源の無駄をなくすことだけでなく、現状を知らないことはもったいない、何もしないことはさらにもったいないということを定義しました。

(基本理念)

第4条 市民等、事業者及び市は、もったいないを合言葉に、省エネ、省資源及び資源化促進など、持続可能な循環型社会の形成につながる行動に努めるものとする。

<解説>

もったいないを合言葉に、全ての人ができる取り組みを考えて、行動に移すことが大切です。小さな無駄を見つけ、その無駄をなくすこと、多くの人たちに伝え、知ることこそが未来につながる第一歩です。資源の無駄をなくし、後世につながる社会をつくりましょう。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、前条に定める基本理念にのっとり、もったいない運動を実施するよう努めるものとする。

2 市民等は、市、事業者及び他の市民等が実施するもったいない運動に参加、協力するよう努めるものとする。

<解説>

市民等の役割を定めたものです。

節電、省エネ、食品ロスの削減、そして計画的な買い物など、家庭内でできることを考えて行動に移しましょう。また、市が実施するもったいない運動に協力するとともに、市や事業者、他の市民等が企画する環境事業などにも積極的に参加し、たくさんの人と「もったいない」を共有しましょう。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、もったいない運動を実施し、従業員及び他の事業者との連携を図り相互にもったいない運動を推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、市、市民等及び他の事業者が実施するもったいない運動に対して積極的に参加、協力するよう努めるものとする。

<解説>

事業者の役割を定めたものです。

節電、省エネ、その他もったいない運動を事業所内はもちろんですが、従業員や他の事業者とも連携して行動するように心がけましょう。また、市や市民等及び他の事業者が企画する環境事業などにも積極的に参加し、たくさんの人と「もったいない」を共有しましょう。

(市の責務)

第7条 市は、もったいない運動の普及、啓発に努めるものとする。

2 市は、市民等及び事業者が行なうもったいない運動に対し支援するよう努めるものとする。

3 市は、市民等及び事業者が行うもったいない運動に関する取り組み状況を公表し、もったいない運動の推進を図るものとする。

4 市は、他の地域等の先行事例を調査し、市民等及び事業者の行なうもったいない運動の活性化に努めるものとする。

<解説>

市の役割を定めたものです。

もったいない運動の普及、啓発に努め、市民や事業者が行なうもったいない運動を支援し、それらの運動を評価、公表し、もったいない運動の充実に努めることを定めています。また、新しい情報や成功事例など積極的な広報に努めることを定めています。

(人材育成)

第8条 市は、もったいない運動を推進するため、研修会、交流会等を実施し、庁内意識の統一、学校等との連携を図り人材育成に努めなければならない。

2 市民等は、もったいない運動を推進するため、家庭、地域の環境活動で、率先して行動できる人材育成に努めるものとする。

3 事業者は、もったいない運動を推進するため、専門部署の設置、関係事業者等との連携を図り、人材育成に努めるものとする。

<解説>

市は、全庁体制でもったいない運動に取り組み、そのための研修会、意見交換会等を開催し、情報共有を行ないながら市内全域のもったいない運動の推進に努めることを規定しています。

また、市民等及び事業者は、家庭、地域、事業所内でのもったいない運動を行なっていくための人材を育てていくように努めてください。